

■表 通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算

リハビリテーションマネジメント加算一覧					
算定要件／項目		加算(Ⅰ)(見直し)	加算(Ⅱ)(新設)	加算(Ⅲ) (見直し)(旧(Ⅱ))	加算(Ⅳ)(新設)
報酬(1月)((Ⅳ)は3月に1回)		330 単位(引き上げ)	6月以内 850 単位	6月以内 1120 単位(引き上げ)	6月以内 1220 単位
			6月超 530 単位	6月超 800 単位(引き上げ)	6月超 900 単位
算定要件	評価と見直し	リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す			
	情報の伝達	理学療法士(PT)、作業療法士(OT)または言語聴覚士(ST)が、介護支援専門員を通じて、居宅サービスに従事者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している			
	利用者宅への訪問	新規にリハビリテーション計画を作成した利用者へ、医師または医師の指示を受けたPT、OTまたはSTが、計画に従い、リハビリテーションを開始日から起算して1月以内に、利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っている			
	医師の詳細な指示	事業所医師が、通所リハビリテーションの実施に当たり、事業所のPT、OTまたはSTに対し、利用者に対するリハビリテーションの目的、開始前または実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行う			
	医師指示内容の明確な記録	指示を行った医師またはPT、OTまたはSTが医師指示内容を明確に分かるように記録する			
	リハビリテーション会議※		リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録する		
	リハビリテーション計画の説明と同意		計画作成に関与したPT、OTまたはSTが利用者または家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等を医師へ報告する	医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る	
	会議の開催と計画の見直し		6月以内は1月に1回以上、6月超は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直している		
	介護支援専門員への情報提供		PT、OTまたはST 介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う		
	右記の①②の		①PT、OTまたはSTがケアプランに記載されているサービス		

	いずれかに適合		従業者と居宅を訪問し、専門的な見地から、介護の工夫に関する指導および日常生活上の留意点に関する助言を行う		
			②PT、OTまたはSTが居宅を訪問し家族に対し、専門的な見地から、介護の工夫に関する指導および日常生活上の留意点に関する助言を行う		
	算定要件を記録		基準(算定要件)に適合することを確認し、記録する		
	データの提出 (VISIT)				計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出している

※リハビリテーション会議構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。

(出典：2018年度介護報酬算定上の留意点から編著者がとりまとめた)